別記様式第8号（別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第6関係）

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名（協議会名）	対象地域	実施年度	対象鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用開始	利用率・稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績									事業実施主体の評価	第三者の意見	都道府県の評価
										対象鳥獣	被害金額(千円、%)				被害面積(ha、%)						
											基準年の実績	目標値	実績値	達成率	基準年の実績	目標値	実績値	達成率			
近江八幡市（近江八幡市獣害対策協議会）【緊急捕獲】	近江八幡市	R2	イノシシ、ニホンジカ	鳥獣の有害捕獲	イノシシ 130頭 ニホンジカ 11頭				令和2年度から令和4年度にイノシシ356頭、ニホンジカ24頭の有害捕獲を実施し、個体数の減につながった。被害を未然に防止し、被害を抑えることができた。	イノシシ	1,396	977	1642	−59%	1.47	1.02	1.61	−31%	イノシシ、ニホンジカの捕獲については、地元猟友会に業務を委託し実施することで、被害地域の被害防止に貢献できた。 また、ニホンジカについては個体数及び捕獲数が少なく、目立った被害が確認されていないが、今後も個体数増加防止のための捕獲に努める。 カワウ・カラス等鳥類についても、地元猟友会に業務を委託し、銃器捕獲により、被害の軽減に努めた。 一方、イノシシの捕獲数は、H29～R1と比べ、減少傾向にあるものの、イノシシの被害増加の要因については、生息域の拡大及び、侵入防止柵未整備部分からの侵入によるものと推測される。	イノシシによる被害が軽減していないことから、防護柵の設置と併せて、引き続き積極的・効果的な捕獲が必要である。 ニホンジカについては、現状、被害は限定的であるが、生息頭数増加の抑制に向けて、捕獲を継続することが必要である。（中部森林整備事務所　次長　廣部　信孝）	被害金額、被害面積ともに増加しているが、市内全域で増加しているのかそれとも一部集落で増加しているのか把握されたい。そのうえで、被害増加地における被害増加要因（防護柵等が適切に維持管理されていない、侵入防護柵未整備地区である等）を正確に把握されたい。 被害が増加している地区の内、侵入防護柵未整備区域については、理解の得られる地権者から個別に防護柵等の設置を行い、加えて加害個体の効果的な捕獲に努められたい。
		R3		鳥獣の有害捕獲	イノシシ95頭 ニホンジカ 6頭					ニホンジカ	若干	若干	若干	—	若干	若干	若干	—			
		R4		鳥獣の有害捕獲	イノシシ131頭 ニホンジカ7頭					ニホンザル	若干	若干	若干	—	若干	若干	若干	—			
										ハクビシン アライグマ ヌートリア	若干	若干	若干	—	若干	若干	若干	—			
										カワウ	若干	若干	若干	—	2漁協組合	2漁協組合	2漁協組合	—			
										カラス	若干	若干	若干	—	若干	若干	若干	—			
										合計	1396	977	1642	−59%	1.47	1.02	1.61	−31%			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
										合計				#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
										合計				#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
														#####				#DIV/0!			
										合計				#####				#DIV/0!			

注1：被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
注2：都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。
3：事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。
4：「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。
5：鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。

5 都道府県による総合的評価